

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例
○ 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 一
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 一
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 一
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 一
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 二
- 福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県教育委員会 二
- 福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 二

条 例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第八十五号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

令和三年十二月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十五」とあるのは、「百分の百五十五」とする。

附 則

この条例中第五条第二項の改正規定は令和四年四月一日から、附則に一項を加える改正規定は令和三年十二月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第八十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百十」に、「百分の百五」を「百分の九十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百十」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百五」を「百分の九十」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の九十」を「百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に、「百分の九十」を「百分の九十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第八十七号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

18 令和三年十二月に支給する期末手当に関する第五条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百十」と、「百分の百六十五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

附 則

この条例中第五条第一項ただし書の改正規定は令和四年四月一日から、附則に一項を加える改正規定は令和三年十二月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第八十八号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に改める。

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第八十九号

一般職の任期付職員に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百十」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に改める。

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（人 事 課）

訓 令

福島県訓令第十六号

本 庁 機 関

出 先 機 関

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県会計年度任用職員任用等管理規程（令和二年福島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給料及び報酬等の改定時期） 第十九条 給与条例適用職員の給与改定（諸手当の改定を含む。以下同じ。）のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期及び別表第二に定める会計年度任用職員給料等月額基準表の基準額に対応する改定後の給料表の適用時期は、総務部長が別に定める場合を除き、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月）の初日からとする。</p>	<p>（会計年度任用職員の給料及び報酬等の改定時期） 第十九条 給与条例適用職員の給与改定（諸手当の改定を含む。以下同じ。）のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期及び別表第二に定める会計年度任用職員給料等月額基準表の基準額に対応する改定後の給料表の適用時期は、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月）の初日からとする。</p>

附 則

この訓令は、令和三年十二月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第八号

教 育 機 関

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程（令和二年福島県教育委員会訓令
第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「適用時期は」の下に「、教育長が別に定める場合を除き」を加える。

附 則

この訓令は、令和三年十二月一日から施行する。

（教育総務課）